

旭川市立永山東小学校

## 学校いじめ防止基本方針



平成26年4月  
(令和8年4月改定)

## 【目次】

はじめに

### 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 ……1
- 2 市立学校の責務等 ……2
- 3 いじめの理解 ……3

### 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

- 1 永山東小のいじめの実情及び令和8年度の目標（指標） ……5
- 2 児童が主体となった取組の推進 ……6
- 3 学校いじめ対策組織の設置 ……6
- 4 いじめ防止 ……7
- 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知 ……8
  - ・いじめ発見・見守りチェックリスト ……9
  - ・家庭用 子どもの様子チェックリスト ……10
  - ・主な相談窓口 ……11
- 6 いじめへの対処 ……12
- 7 いじめの解消 ……13
  - ・早期発見・事案対処マニュアル ……14
  - ・いじめ事案対応フォロー ……15
- 8 家庭や地域、団体との連携 ……16
- 9 関係機関との連携 ……17
  - ・いじめ等に関する相談対応フォロー ……17
- 10 いじめの重大事態への対応 ……18
- 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ……20
- 12 学校いじめ防止プログラム ……21

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であることの認識のもと、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、その背景にも目を向け、どの児童にも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

さらには、縦割り班による清掃活動、雪中運動会や名刺交換、ドッジボールなどの全校一斉の取組など、少人数ならではの活動を通して、児童の良好な人間関係の構築による未然防止にも努めてきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」や「北海道いじめ防止基本方針」旭川市の「旭川市いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

### 第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定にのっとり、迅速かつ適切に学校全体でいじめの防止等に取り組みます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

### 第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

### 第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

### 第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、児童に対しては、いじめについてしっかりと理解し、いじめ防止に主体的に取り組められるように、また、いじめを受けたり見たりしたときは、速やかに学校や保護者、市又は関係機関に相談するように指導します。保護者や地域に対しては、ホームページや学校だより、学級通信等で学校の取組や状況をお知らせするとともに、学校運営協議会や保護者懇談等を活用し、連携を図ります。

### 3 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

上記を理解するに当たっては、次のことに留意する必要があります。

- ・「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、事実を否定する児童がいることが考えられます。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行わず、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- ・インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、同様に対応します。

- 善意に基づく行為であっても、意図せずに相手児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとし、日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童等、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、連携して対応する必要があります。

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意していきます。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題だけでなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、暗黙の了解を与えている傍観者の存在、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとし、

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

※いじめの重大性等から、更に長期の期間が必要と判断される場合は、いじめ防止対策委員会及び教育委員会の判断により、期間を延長する。

#### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情及び令和8年度の目標

【令和7年度の本校のいじめの実態】

本校では、年3回のいじめ実態調査（児童アンケート）を行い、その後児童との面談方式による教育相談を実施し、子どもの心に寄り添い、いじめの早期発見に努めています。また、教職員による「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用と、週1回の全教職員の打ち合わせで、児童の様子を確認し合い、全校で見守る体制をつくっています。

○「嫌な思いをしたことがある」と訴えがあった69件の事案について組織的に対応をしてきました。

○児童アンケート

- ・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童（100%）
- ・「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」回答児童（3%）

【令和8年度の目標】

○「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」という児童の割合100%

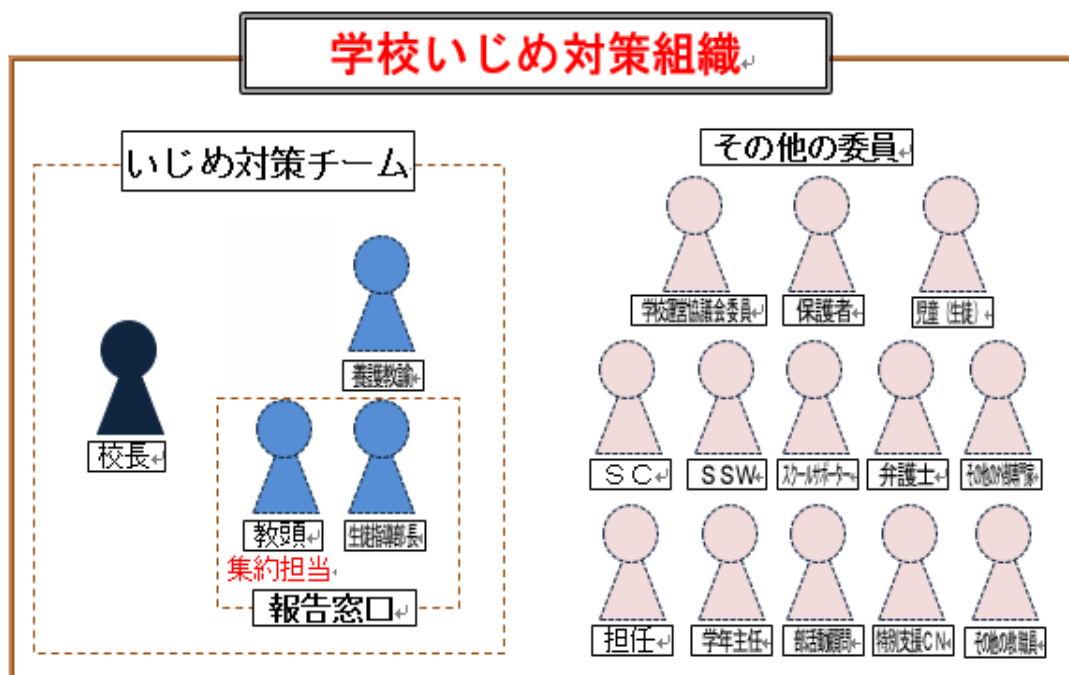
○「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」回答児童0%

### 2 児童が主体となった取組の推進

児童会を中心に、「学校いじめ防止基本方針（児童版）」の策定や、「友達を大切にしよう集会」「あいさつ運動」「クイズ大会」「全校遊び」など、子どもたちが主体的・自主的に取り組む活動を行っています。

### 3 学校いじめ対策組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会（学校いじめ対策組織）の構成



(2) いじめ防止対策委員会（学校いじめ対策組織）の体制

定期的な会議の開催以外に、いじめが疑われる情報があったときには、「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催します。情報の共有や事実関係の把握、いじめであるか否かの速やかな判断、会議の機動的な運用、今後の対応について協議します。迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも機動的に対応します。

(3) いじめ防止対策委員会（学校いじめ対策組織）の役割

① 未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

いじめは、全ての児童に起こりうることから、児童をいじめに向かわせないための取組が大切である。

児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる授業づくりや集団づくりに努める。

また、児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで成果を定期的に検証し、改善につなげていく（PDCA サイクルの徹底）。

② 早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

ウ) いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめの認知の判断を行う。

エ) いじめに係る情報が無くても、月に1回以上委員会を開催し、児童の生活の様子を確認し、いじめの早期発見につながるよう努める。

- オ) いじめの解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- カ) いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - ア) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直しを行う。
  - イ) いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
  - ウ) いじめ防止対策委員会の会議の記録・保管をする。

## 4 いじめ防止

### (1) いじめについての共通理解

- ① いじめについての態様や特質・原因・背景・具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい、授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

自己有用感～他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情 自己肯定感～「自分は良いところがある」「自分は〇〇できる」など、自らを積極的に評価できる感情
--

## (5) 系統だった人権に関わる学習

- ① 旭川市教育委員会からの教材等を活用し、人権擁護の意識を育ませます。

### ○生命（いのち）の安全教育の授業 ～ 1、3、5年生

子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないために自分と相手の体を大切にす  
る態度や性暴力が起きた時に適切に対応する力を身付けさせる授業を実施します。

### ○SNSのコミュニケーションについて考える授業 ～ 2、4、6年生

オンラインゲームのチャット機能などを利用したコミュニケーションにおいて起こり得る  
トラブルや原因から、よいコミュニケーションの在り方や、ネットいじめの防止について考  
えさせる授業を実施します。

### ○OCAP あさひかわ（人権教育プログラム）（3年）

自分には、幸せに生きる権利があるのと同様に、まわりの友達にも幸せに生きる権利があ  
ることや、様々な暴力から自分を守るための授業を実施します。

### ○情報モラル教育（全学年）

情報モラル教育等に係る事例アニメーション動画の視聴を通して、適切なコミュニケーシ  
ョンの在り方やインターネット上で見知らぬ人とのやり取りと、個人情報の提供の危険性等  
について、考える授業を実施します。

## (6) 旭川市いじめ防止対策推進条例に関する学習 ～ 5、6年生

令和5年に施行された「旭川市いじめ防止対策推進条例」を理解し、いじめが人  
に与える影響や、いじめが起きたときの対処の仕方、自らいじめを生まないための  
行動等について学習します。

### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を  
認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

日常の観察やふれ合い活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などによ  
り、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。ささいな兆候  
であっても組織で共有し、いじめを軽視することなく積極的に認知し、対応します。

また、児童及び保護者にスクールカウンセラーの利用や関係機関等の相談窓口について周知し、いじめに  
ついて相談しやすい体制を整備します。

# いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組

記入者

【記入日

月

日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子等

児童氏名

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。……………                          | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に<br>行きたがる。……………   | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は<br>訪問する。……………    | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。……………                           | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。……………                         | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………                      | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。……………                             | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり<br>する。……………      | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………                      | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。……………                       | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………                        | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、<br>隠されたりする。…………… | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。……………                    | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。……………                       | [ | ] |

## 授業や給食の様子

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。……………         | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……   | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 [ | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 [ | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 [ | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………    | [ | ] |

## 清掃や放課後の様子

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………   | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……  | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。……………         | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 一人で放課後児童クラブへ行くなどしている。…………… | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブで気になる様子が見られる。…………… | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 帰宅後、気になる様子が見られる。……………      | [ | ] |

## 家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

### 登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

### 日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

### 持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

### 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

### 家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立永山東小学校

電話 0166-48-1049

## 主な相談窓口

## ◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）  
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

## ◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110  
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

## ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）  
 ＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

## ◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511  
 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

## ◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566  
 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

## ◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243  
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

## ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56  
 0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）  
 ＜受付時間＞ 毎日24時間  
 ＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

## ◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

## ◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343  
 ＜受付時間＞ 毎日24時間

## ◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891  
 ＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）  
 ＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。  
 事前に都合のよい日時を永山東小学校（48-1049）へお知らせください。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- ④ 対処組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた児童の見守りを行なうなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター等、外部専門家の協力を得て対応します。
- ④ 保護者と連携を図り、継続的な助言・支援を行います。

### (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができない場合でも誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

### (5) 性に関わる事案への対応

- ① 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。
- ② 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

## (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会から対応への指導・助言を受け、該当学校との連携協力を行います。

## 7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

○学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握・報告】

### <いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

### <いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長

## いじめ対策組織会議の開催

## 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

## 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども家庭センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

## 【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
  - 事実の整理、指導方針の再確認
  - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
  - 生徒指導体制の点検・改善
  - 教育相談体制の強化
  - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
  - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
  - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
  - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

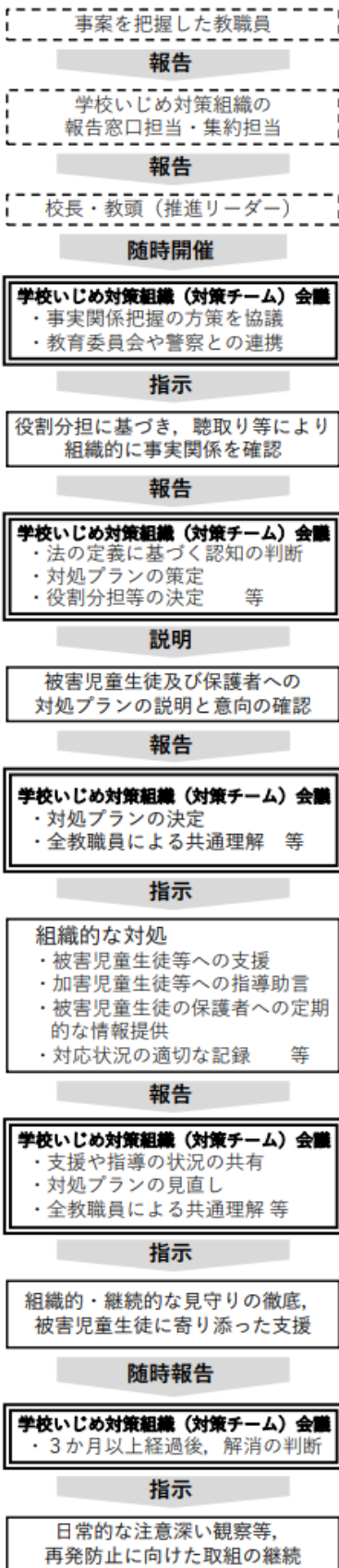
- 家庭、地域との連携強化
  - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
  - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
  - 児童のPTCA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

# いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



## 把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか(当日のうち)に、報告窓口担当(いじめ対策推進リーダー等)に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

## 学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催①

いじめの疑いのある事案については、速やかに学校いじめ対策組織会議(又は、対策チーム会議)を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。  
 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。  
 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。  
 ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

## 組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

## 学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催②

事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。  
 いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。  
 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

## 教育委員会への報告

いじめ(疑いを含む)事案全て報告  
 困難ケースに該当する事案の概要の報告

## 学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催③

いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

## 組織的な対処

策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的にを行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。  
 いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

## 教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告  
 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

## 学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催④

毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

## いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

認知後に設定した見守り期間(少なくとも3か月)の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

## 学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催⑤

上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。  
 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。  
 いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

## 8 家庭や地域、団体との連携

いじめの防止に係わり、各種機関と連携するとともに、学校いじめ防止基本方針について参観日後の保護者懇談等において説明を行います。また、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、家庭や地域に対していじめ問題の重要性について認識を広めます。いじめ防止基本方針の策定にあたり、PTCA及び学校運営協議会委員と連携します。

さらには、いじめの防止等に係わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

## 9 関係機関との連携

いじめの対応に当たっては、必要に応じて学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部組織を加えて対応します。

民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

# いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を  
相談者に適宜報告

## いじめ・不登校相談窓口 (こども・女性・若者未来部こども安心課)

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

## 旭川市いじめ対策会議 (こども・女性・若者未来部こども安心課 教育委員会)

- 学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討  
(警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応)

- 学校の対応状況の確認と支援や指導助言
  - ・相談者への対応状況
  - ・いじめ対策組織会議の開催状況
  - ・いじめ認知の判断
  - ・いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
  - ・再発防止に向けた取組の実施状況

- 相談者の了承を得られた場合、関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

## 関係機関及び団体

- 相談の受理と相談者への助言
- こども・女性・若者未来部こども安心課、教育委員会・学校との連携の検討

- いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
- 相談者の了承を得て、こども・女性・若者未来部こども安心課や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

## 学 校

### 【相談の受理と情報共有】

- 相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→(学級担任等)→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

### 【いじめ対策組織会議の開催】

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成、役割分担等

### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や、周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（警察、子ども家庭センター、旭川児童相談所等）
- いじめの解消の判断

### 【再発防止に向けた取組】

※資料②ー1に掲載

## 10 いじめの重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

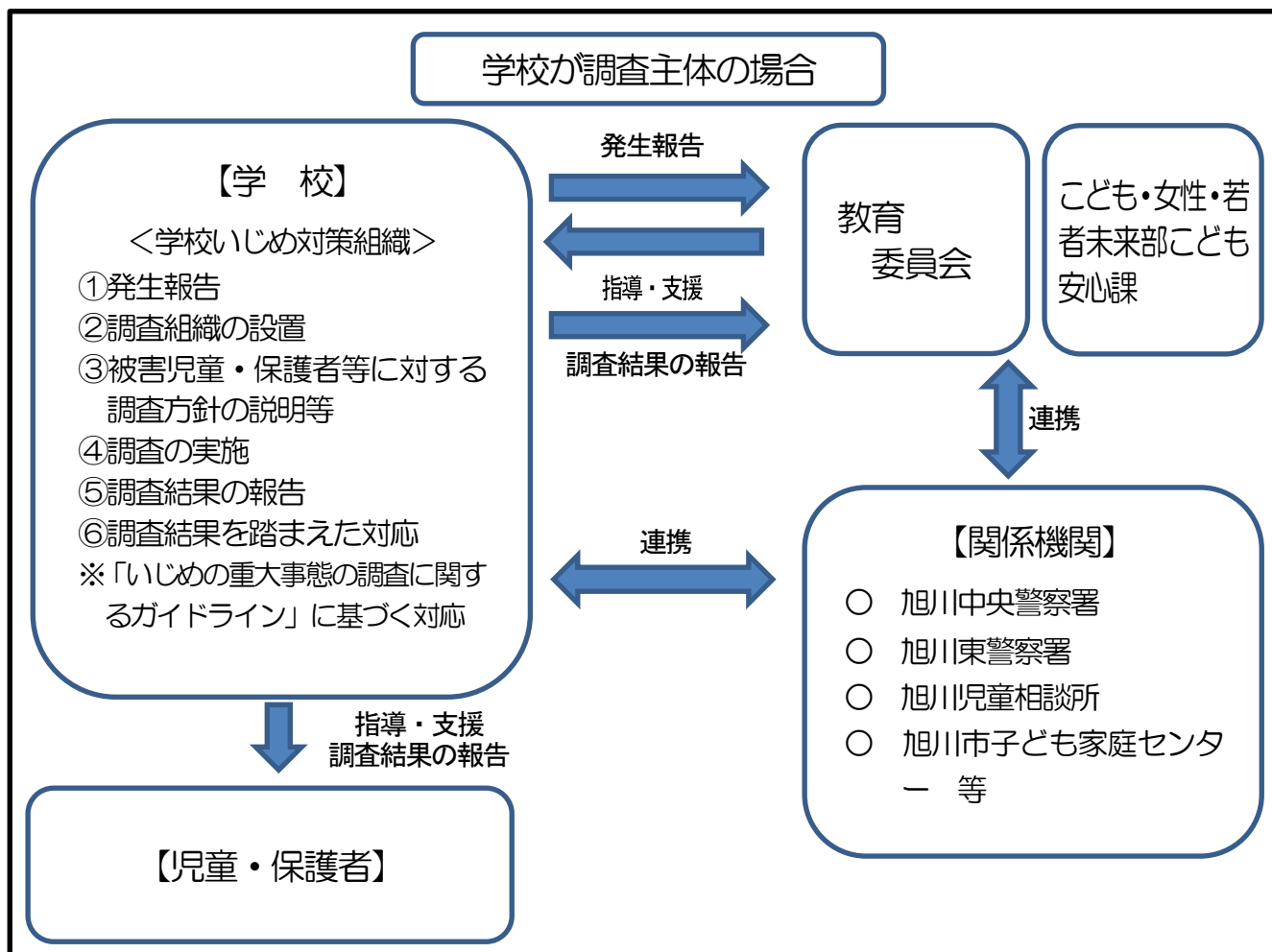
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にします。

### (2) 学校における重大事態への対処

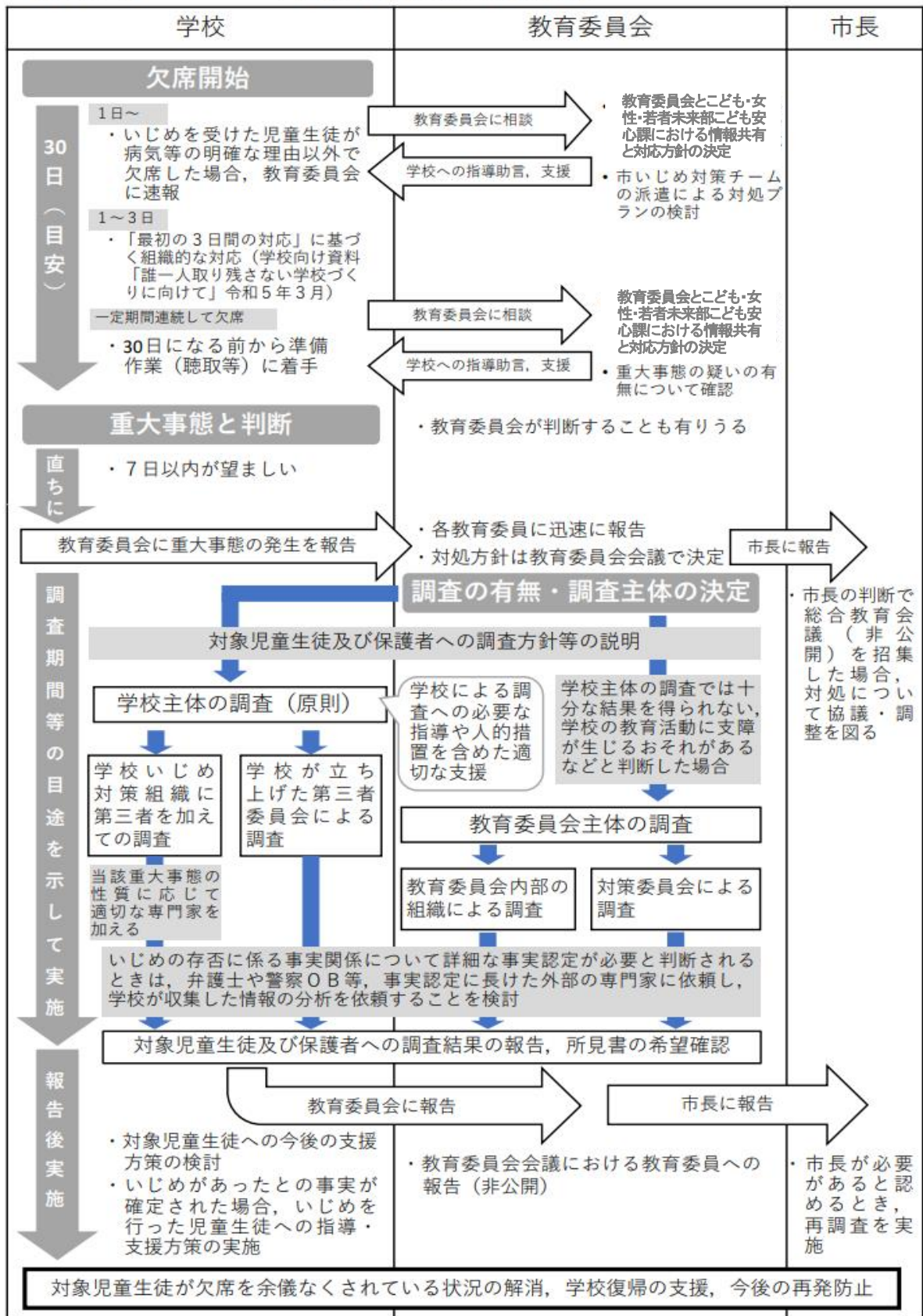
- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

### (3) 重大事態対応フロー図



(4) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



## 1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。また、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めていきます。

## 1 2 学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止のために、全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修や生徒指導事例研修などを活用し、計画的に行います。

スクールカウンセラーや子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

詳しくは、別記「学校いじめ防止プログラム」を参照ください。

